

はしがき

本書は、要件事実を中心に、事実認定、民事保全・執行および法曹倫理の基礎的な事項について解説したものである。

今回の改訂にあたっては、司法試験予備試験の「法律実務基礎科目（民事）」との関連性を重視したので、『完全講義 法律実務基礎科目〔民事〕』とあわせて読んでもらえると、その対策として十分なものになるように配慮した。

司法試験予備試験の「法律実務基礎科目（民事）」につき、要件事実と事実認定の2本柱とする出題傾向については、平成23年の司法試験予備試験スタート時から変わっていないが、それ以外に出題される1問については、スタート時から5年連続で出題されていた法曹倫理が平成28年から出題されておらず、代わって民事保全・執行が出題されるなど、十数年の間に出題の変化があった。本書でも、法曹倫理を取り上げるべきかかなり迷ったが、法曹を志す方にとっては必須の知識であるので「付録」として巻末に収録した。それとともに、債権者代位と請負について、従来本書に収録していなかったが、最近の司法試験予備試験の出題傾向を踏まえ、新たに収録することとした（他方、大部になるのを防ぐため細かな点については削った）。

本書は、主として司法試験予備試験を念頭におきつつ、この1冊で民事裁判実務の基礎がわかることをめざした。民事保全・執行や法曹倫理は不要であり、より深く要件事実を学ぼうという方は、引き続き刊行することを予定している『完全講義 民事裁判実務〔要件事実編〕』（『完全講義 民事裁判実務の基礎〔上巻〕〔第3版〕』を改訂・改題予定）を読んでいただきたい。より発展的なことを学ぼうという方は、同様に、引き続き刊行することを予定している『完全講義 民事裁判実務〔実践編〕』（『続 完全講義 民事裁判実務の基礎』を改訂・改題予定）を読んでいただきたい。これらの書籍の位置づけは、〈完全講義シリーズ相関図〉を参照されたい。

本書の特徴としては、次の点をあげることができる。

第1に、前述のとおり、司法試験予備試験との関連性を重視したので、『完全講義 法律実務基礎科目〔民事〕』とあわせて読んでもらえると、司法試験予備試験の「法律実務基礎科目（民事）」の対策として足りるものとした。

はしがき

第2に、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」等の授業を理解するための自習書として位置づけており、ひととおり民法と民事訴訟法を理解していることが前提であるが、それ以上の法律知識等はなくとも理解できるように配慮した。

第3に、できるだけ抽象的な説明は避け、具体的な事例に基づいた説明を行い、事案におけるあてはめができるようにするとともに、理解を助けるための図や訴状、不動産登記事項証明書等の書式を示すことによって、視覚的に理解できるように努めた。

第4に、筆者の法科大学院での授業経験を踏まえ、法科大学院生や司法試験予備試験受験生が間違いやすい点や誤解しやすい点については、その旨を明示して説明し、誤った理解がされないように工夫した。この観点から、重要な点は繰り返し説明を加えて、正確に理解できるように配慮した。

本書の出発点は、『完全講義 民事裁判実務の基礎』（2009年）である。それから十数年が経った。発刊当初から中村修輔さん（58期。裁判官・最高裁判所人事局参事官）、田端公美さん（新60期。弁護士・西村あさひ法律事務所）らの協力を得ている。イラストは、今回も村上彩子さん（新64期。弁護士・えだむら法律事務所）にお願いした。また、民事法研究会の都郷博英さんには大変お世話になった。これらの方々に厚くお礼を申し上げたい。

最後に、本書を手にとられた皆様が、将来、法曹界で、あるいはそれ以外の分野においても、活躍され、新しい時代が開かれることを期待して、はしがきの結びとしたい。

令和5年2月

大島 眞一

第 1 講

民事訴訟の基本構造

I 民事訴訟の基本構造

1 | 総論

民事訴訟は、原告が求める権利または法律関係の存否が認められるかを審理・判断する。金銭を貸せばその返還を求める貸金返還請求権、物を売れば売買代金請求権という権利が発生する。その権利の存否や遺言無効確認という法律関係の存否を審理・判断するわけである。

こうした権利・法律関係は、抽象的なものであり、直接証明することはできない。そこで、まず、当事者において、権利・法律関係を発生させる事実を主張する必要がある。貸金返還請求権であれば金銭を貸したという事実を、売買代金請求権であれば物を売ったという事実を主張しなければならない。

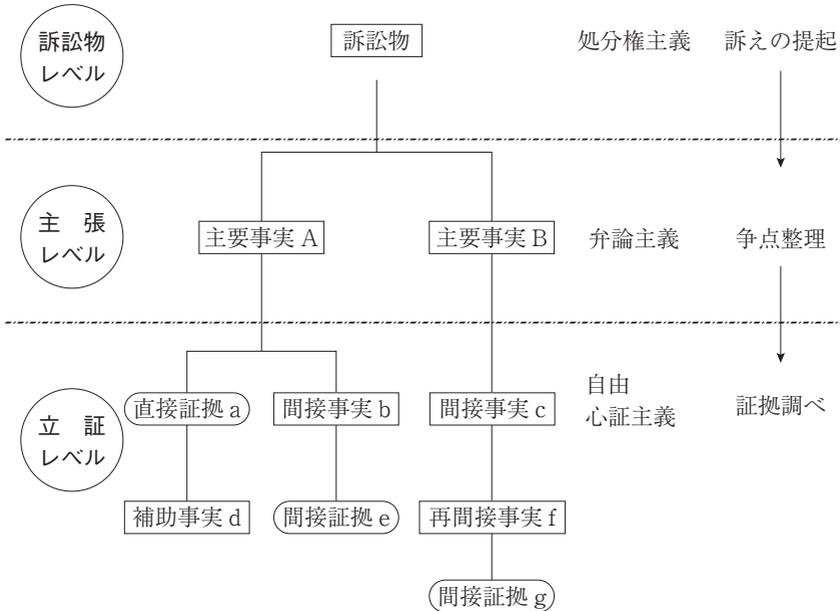
そして、その事実を証拠によって証明することを要し、その事実が認められることによって、権利・法律関係が認められるという構造になっている。

民事裁判実務を理解するうえで、最も重要なことは、この基本的な構造を理解することである。

民事訴訟の基本構造を図で示すと、〔図1〕のとおりである。

ポイントは、「訴訟物」、「主張」、「立証」の3つのレベルがあり、どのレベルの議論をしているのかを意識することである。そして、民事訴訟における審理も、おおむね訴訟物→主張→立証の順にされ、最終的に判決により、証拠に

〔図1〕 民事訴訟の基本構造



基づいて主張（要件事実）が認められるかが決められ、訴訟物についての判断がされる。

2 | 具体例での検討

具体例で考えよう。プロローグにおけるX（川端ゴン）の説明は長いが、法的に意味のある言い分は、次のとおりである。

〈Case ①-1〉

X（川端ゴン）は、令和4年4月4日、Y（川本川子）に対し、弁済期を令和5年4月4日と定めて200万円を貸し付けた。Xは、Yに対し、200万円の返還を求めている。

秋吉まりこは、Xの代理人として、早速、訴状を起案した。

その訴状は、【書式1】のとおりである。

【書式1】 訴状 (〈Case ①-1〉)

訴 状

収 入
印 紙

(1万5000円)

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 秋吉まりこ ⑩

〒532-〇〇〇〇 大阪府田中市田中町1丁目5番12号

原 告 川 端 ゴ ン

〒530-〇〇〇〇 大阪市北区西天満50丁目1番1号-206号 (送達場所)

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

同訴訟代理人弁護士 秋吉まりこ

〒532-〇〇〇〇 大阪府田中市田中町2丁目1番10号

被 告 川 本 川 子

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 200万円

ちょう用印紙額 1万5000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、200万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、令和4年4月4日、被告に対し、弁済期を令和5年4月4日と定めて200万円を貸し付けた。
- 2 令和5年4月4日は到来した。
- 3 よって、原告は、被告に対し、貸金返還請求権に基づき、200万円の支払

を求める。

第3 関連事実

- 1 原告は、原告の居住地の近くで書店を営んでいる被告と相当以前から顔見知りであり、書店を訪れた時などに雑談することが多かった。その書店は、50年近くその場所で営業していたが、最近はインターネット通信販売の影響もあり、売上げは下落傾向にあったようで、被告は資金繰りに困っていた。
- 2 原告は、令和4年4月4日午前、近くの喫茶店「もうからんな」で休んでいたところ、同じ喫茶店にいた被告が、近寄ってきて、「書店の経営が苦しい。親の代から営業をしており、もうすぐ50年になる。いつかは廃業しないといけないと思っているが、しばらくは続けたい。銀行からの融資を受けることができない。200万円ほど貸してほしい。1年後に返済するから。」と頼んできた。

原告は、被告が営む書店の経営が苦しいことは理解していたので、それを了解し、同日、住三銀行田中支店から、200万円を引き出し（甲1号証は、原告の住三銀行田中支店の預金口座通帳であるが、同日に200万円が引き出されている。）、その日の夕方、被告の書店に赴いて、その現金を被告に渡した（以下、この貸付けを「本件貸金」という。）。被告は、「ありがとうございます。」と何度も言って、感謝の念を示していた。原告と被告は、弁済期を1年後の令和5年4月4日とすることを合意した。原告は、被告を信用しており、借用書等の書面は作成しなかったが、200万円を交付したことは間違いない。

- 3 被告は、書店の経営がうまくいかなかったようで、令和5年3月末に書店を閉めた。原告は、その頃に、本件貸金について話をしたが、被告は、「お金を借りたことはない。」と、本件貸金の事実を否認し、弁済期を過ぎても、原告に対し、200万円を弁済しない。
- 4 原告は、被告に対し、200万円の支払を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証

預金通帳

附 属 書 類

訴状副本	1通
甲号証写し	2通
証拠説明書	2通
訴訟委任状	1通

では、秋吉まりこが作成した訴状を検討していこう。

II 訴訟物レベル

1 請求の趣旨および原因

訴状については、民事訴訟法（以下、本文において「民訴法」という）133条（令和4年改正後134条）および民事訴訟規則（以下、本文において「民訴規則」という）53条で、次のとおり定められている。

○民訴法133条（令和4年改正後134条）

- 1 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
- 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者及び法定代理人
 - ② 請求の趣旨及び原因

○民訴規則53条

- 1 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。
- 2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。
- 3 （略）
- 4 （略）

「請求の趣旨」とは、訴訟における原告の主張の結論となる部分であり、原告が勝訴した場合の判決の主文に相当するものである。

請求の趣旨には請求の法的性質や理由づけは記載しないのが実務の扱いであるので、給付訴訟の場合の請求の趣旨は、金員の支払を求める旨を簡潔に記載することとなる。

たとえば、〈**Case** ①-1〉の場合、請求の趣旨は、「被告は、原告に対し、200万円を支払え。」と記載することになる。

給付訴訟の場合、請求の趣旨のみでは訴訟物は不明であり、「請求の原因」

として、訴訟物を特定する事項を記載する必要がある。民訴法133条（令和4年改正後134条）2項の「請求の原因」というのは、訴訟物を特定するための事項を記載することを求めているのである。訴訟物の特定は、裁判長の訴状審査の対象となり、訴状において訴訟物の特定がされておらず、原告が不備を補正しないときは、命令で、訴状が却下される（民訴137条2項）。

形成訴訟の場合、たとえば、離婚請求事件では、請求の趣旨は、「原告と被告とを離婚する」というものであるが、離婚原因ごとに訴訟物が異なると解するか否かによって訴訟物として特定されているかが決まることになる。離婚原因ごとに訴訟物が異なるという立場に立つと、請求の原因によって訴訟物を特定する必要があるが、異ならないという見解に立つと、上記の請求の趣旨で訴訟物の特定はされていることになる。

確認訴訟の場合、たとえば、所有権確認訴訟であれば、請求の趣旨は「Xが甲土地の所有権を有することを確認する」というものであるが、甲土地の所有権は1個しかなく、請求の趣旨のみで訴訟物として特定されており、請求の原因での特定は不要である。

One Point Lecture! 「請求原因」の3つの意味

「請求の原因」あるいは「請求原因」というのは、3つの意味で使われているので、注意を要します。

第1は、前記のとおり、民訴法133条（令和4年改正後134条）で用いられている「請求の原因」であり、民訴規則53条1項の「請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）」です。これは訴訟物を特定する意味で用いられています。

第2は、民訴規則53条1項、2項の「請求を理由づける事実」であり、請求原因事実とよばれるもので、後に述べる「要件事実」あるいは「主要事実」の意味です。

第3は、民訴法245条の「請求の原因」です。原因と数額が争いになっている場合に、両者を並行して審理すると、原因の存在が否定された場合に数額についての審理が無駄になるので、まず、原因についてのみ審理し、原因に関する中間判決（原因がないと請求棄却の終局判決）をし、その後に数額の審理をして終局判決をするというものです。

ここで重要なことは、第1と第2の区別です。第1は訴訟物レベルで、第2は主張レベルで「請求の原因」あるいは「請求原因」という用語が使われていません。

前記の「訴状」でみると、給付訴訟であり、「第1 請求の趣旨」をみても、訴訟物は不明ですので、「請求の原因」で訴訟物を特定する必要があり、「第2 請求の原因」で訴訟物を特定しています。同時に、「第2 請求の原因」は、「請求を理由づける事実」でもあります。つまり、給付訴訟においては、訴状の「請求の原因」の記載は、訴訟物レベルと主張レベルの双方を兼ねて記載がされています。「第2 請求の原因」と「第3 関連事実」とを分けて記載しているのは、民訴規則53条2項で「請求を理由づける事実」と「当該事実に関連する事実」とを区別して記載することを求めているからです。

2 | 訴訟物

訴訟上の請求は、一定の権利または法律関係の存否の主張という形式をとる。「訴訟物」とは、この訴訟上の請求の内容である原告が主張する一定の権利または法律関係のことである。何を訴訟物とするかは、原告が自由に決めることができる（処分権主義）。

訴訟物は、訴状の請求の趣旨および請求の原因からわかるが、訴状の請求の原因の最後に、原告の主張のまとめとして、法的性質を要約した主張を記載するのが通例となっており、これを「よって書き」とよんでいる。「よって書き」において、訴訟物を明示することになる。なお、「よって書き」は、①訴訟物の内容や給付・確認・形成の区別のほか、②全部請求か一部請求かの区別、③併合態様といった点を明らかにする機能がある。

【書式1】の訴状では、第2の3で「貸金返還請求権に基づき」と記載があり、訴訟物は、「XのYに対する令和4年4月4日に締結した消費貸借契約に基づく200万円の貸金返還請求権」である（以下では、「XのYに対する」というのは債権者代位等を除くと当然のことであり、日付も1つしか登場しない場合には明らかなので、簡略に「消費貸借契約に基づく貸金返還請求権」というように記載する）。

裁判所は、その訴訟物と異なる訴訟物について判断をすることはできない。〈Case①-1〉で貸金が実は300万円であったことが証拠上判明したとしても、訴訟物は200万円の貸金返還請求権であるから、200万円を超えて認めることはできないし、200万円の貸金は証拠上認められないが、200万円の売買代金が認

められるとして200万円の支払を命じることもできない（訴訟物は、第2講（29頁以下）で検討するので、ここではこの程度にとどめる）。

【書式2】 答弁書（〈Case ①-1〉）

令和5年(ワ)第〇〇号 貸金返還請求事件

原告 川 端 ゴ ン

被告 川 本 川 子

答 弁 書

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所第〇民事部 御中

〒545-〇〇〇〇 大阪市阿倍野区若添2丁目1番1号

オフィス花子405号（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 山 木 川 森 ⑩

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

請求の原因1の事実は否認し、3は争う。

第3 被告の主張

- 1 被告は原告が主張するように原告から200万円を借りたことはない。
- 2 原告と被告との関係や被告が書店を経営していたこと、被告の書店の経営が苦しくなり、令和5年3月末で閉店したことは、原告が主張するとおりである。
- 3 被告が原告に対し、令和4年4月4日頃（日付は明確ではない）、喫茶店「もうからんな」で、「経営が苦しくなってきた」という趣旨の話をしたことは認める。しかし、被告が原告に雑談で経営が苦しくなってきたことを伝えただけであり、資金援助を求めたことはなく、当然、原告から現金200万円が交付されたこともない。200万円もの大金が交付されたなら、借用書等が

〔著者略歴〕

大島 眞一（おおしま しんいち）

〔略歴〕

神戸大学法学部卒業。1984年司法修習生（38期）。1986年大阪地裁判事補。函館地家裁判事補、最高裁事務総局家庭局付、旧郵政省電気通信局業務課課長補佐、京都地裁判事補を経て、1996年京都地裁判事。神戸地家裁尼崎支部判事、大阪高裁判事、大阪地裁判事・神戸大学法科大学院教授（法曹実務）、大阪地裁判事（部総括）、京都地裁判事（部総括）、大阪家裁判事（部総括）、徳島地家裁所長、奈良地家裁所長を経て、2020年大阪高裁判事（部総括）。

〔主要著書・論文等〕

『ロースクール修了生20人の物語』（編著、民事法研究会・2011）、『Q&A 医療訴訟』（判例タイムズ社・2015）、『司法試験トップ合格者らが伝えておきたい勉強法と体験記』（編著、新日本法規・2018）、『完全講義民事裁判実務の基礎 上巻〔第3版〕』（民事法研究会・2019）、『交通事故事件の実務』（新日本法規・2020）、塩崎勤ほか編『【専門訴訟講座①】交通事故訴訟〔第2版〕』（共著、民事法研究会・2020）、『続 完全講義民事裁判実務の基礎』（民事法研究会・2021）。『民法総則の基礎がため』（新日本法規・2022）

「法科大学院と新司法試験」判タ1252号76頁（2007）、「大阪地裁医事事件における現況と課題」判タ1300号53頁（2009）、「交通事故における損害賠償の算定基準をめぐる問題」ジュリ1403号10頁（2010）、「規範的要件の要件事実」判タ1387号24頁（2013）、「医療訴訟の現状と将来——最高裁判例の到達点」判タ1401号5頁（2014）、「高齢者の死亡慰謝料額の算定」判タ1471号5頁（2020）、「交通事故訴訟のこれから」判タ1483号5頁（2021）等。

完全講義 民事裁判実務 [基礎編]

——要件事実・事実認定・民事保全・執行

令和5年4月12日 第1刷発行

定価 本体4,000円 + 税

著者 大島 眞一

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

[営業] TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。

ISBN978-4-86556-555-3 C3032 ¥4000E

カバーデザイン 関野美香